

令和8年度 根室市奨学資金貸付について

1. 貸付の条件

- (1) 奨学資金を借りる本人、またはその保護者（親権者や後見人など）が、引き続き3年以上、根室市に住民登録をしていること。
- (2) 学校教育法に基づく高等学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）などの学校に在学していること。
- (3) 学費の支払いが経済的に困難であると認められること。
- (4) 日常の生活態度や学習態度が良好であること。

2. 貸付の期間

在学している学校の、正規の修業年限の範囲内で貸し付けます。

3. 貸付の金額

※令和8年度の貸付金額は、予算の議決後に正式に決定します。

※以下は参考として、令和7年度の金額を掲載しています。

①奨学資金

区 分	令和7年度年間貸付額
大学院・大学	240,000 円以内
短期大学	240,000 円以内
専修学校（専門課程）	240,000 円以内
高等専門学校	108,000 円以内
高等学校	108,000 円以内
専修学校（高等学校課程）	108,000 円以内

②入学準備金

区 分	令和7年度年間貸付額
大学院・大学	200,000 円以内
短期大学	100,000 円以内
専修学校（専門課程）	100,000 円以内
高等専門学校	100,000 円以内
高等学校	50,000 円以内
専修学校（高等学校課程）	50,000 円以内

※「根室市母子家庭等入学準備資金貸付基金条例」による入学準備金を利用する方は、本制度による入学準備金は利用できません。

4. 貸付の方法

- (1) 入学準備金は、申込み時期や希望する貸付時期に応じて、一括で貸し付けます。
- (2) 奨学資金は、年3回に分けて貸し付けます。

5. 償還の方法

卒業後、1年間は返還を据え置き、その翌日から10年以内に返還していただきます。

※利息はかかりません。

なお、大学等へ進学し、引き続き奨学資金の貸付を受ける場合は、卒業後1年据え置いた後、13年以内で返還することができます。

6. 申込期間

令和7年12月25日（木）から令和8年4月10日（金）まで

※令和7年度中に入学準備金の貸付を希望する場合は、令和8年3月6日（金）までに申し込んでください。奨学資金の申請書は、別途提出が必要です。

7. 申請時に必要な提出書類

- (1) 奨学資金等貸付申請書（第1号様式）
- (2) 推薦書（最終卒業学校または在学学校の学校長／第2号様式）
- (3) 家庭状況調査書（第3号様式）
- (4) 入学許可書または合格通知書の写し
- (5) 保護者の令和7年（1～12月）の所得が分かる書類（源泉徴収票、確定申告の写しなど）
- (6) 連帯保証人2名分の納税証明書（市税完納証明書）
※市役所の納税担当で交付を受けて下さい。
※滞納がある場合は、貸付を受けられません。
- (7) 市税課税台帳等閲覧の同意書（第3号様式の1）

8. 申請書類提出の際の留意事項

- (1) 申請者は、奨学生となる本人です。
- (2) 連帯保証人は2名必要です。
1名は親権者または後見人、もう1名は根室市内にお住まいの方としてください。
- (3) 申請書や誓約書は、法定代理人および連帯保証人がそれぞれ自署し、押印してください。
※申請書と誓約書には、同じ印鑑を使用してください。
※課税台帳閲覧同意書については、家族全員それぞれ異なる印鑑を使用してください。
- (4) 家庭状況調査書には、申請者と生計を同じくする方全員の氏名を記入してください。
※市外で就学している方がいる場合は、その方の氏名も記入してください。
- (5) 申請者の住所は正確に記入してください。
下宿先やアパート名、連絡先を詳しく記入してください。

9. 貸付決定後に提出する書類

貸付決定の通知を受けた方は、次の書類を提出してください。

- (1) 誓約書（別記第5様式）
- (2) 奨学資金貸付金口座届出書（奨学生本人名義の口座に限ります）
- (3) 進学届（第4号様式の2）
※入学準備金の早期貸付を受けた方は、指定された期日までに在学証明書を提出してください。
提出がない場合は、奨学生の決定を取り消し、貸付金を返還していただくことがあります。

10. お問い合わせ先

根室市常盤町2丁目27番地

根室市教育委員会 教育総務課学校教育担当

電話 0153-23-6111（内線 3323）